

住民監査請求について

1 住民監査請求とは（根拠法令 地方自治法第242条）

品川区民が、区の執行機関または職員について、違法または不当な公金の支出等の財務会計上の行為などがあると認めるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止や損害を補填するために必要な措置を請求することができる制度である。

請求にあたり、当該財務会計上の行為などの違法性または不当性の根拠について、請求人は単なる憶測や主観にとどまらず、具体的かつ客観的に示すことが、必要とされる。

2 手続について

① 請求書の受付（請求人へ通知）



② 要件審査



(1) 監査を実施しない場合（却下）（請求人へ通知）

(2) 監査を実施する場合（請求人へ通知）



請求人の陳述など監査の実施 →

棄却（請求人へ通知）
公表

認容
勸告
請求人へ通知
公表
《措置結果》

(1)、(2)に関する請求人への通知は、請求書受付の日の翌日を起算日として、60日以内に実施